

## 「相談支援事業 重要事項説明書」

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人 ふれ愛プラザあおば
所 在 地	青森県八戸市城下一丁目12番2号
電 話 番 号	0178-20-9215
代 表 者 氏 名	理事長 高橋 邦歴 (たかはしくにゆき)
設 立 年 月	平成22年9月17日

### 2. 事業所の概要

事業所の名称 (事業所番号)	あっとワーク 0230300329(特定) 0270300189(障害児)
事業所の所在地	青森県八戸市城下一丁目12番2号
事業所の電話番号	0178-20-9215
事業所のFAX番号	0178-20-9216
事業所のE-mail	npo-aiplaza@nifty.com
管 理 者	高橋 邦歴 (たかはしくにゆき)
事業所の開設年月日	平成26年6月1日
目的・運営方針	1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者にな

	<p>当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
--	---

### 3. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非 常 勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1				
相談支援専門員	2	1	1				

### 4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談】 障害者からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成】 障害福祉サービスの支給決定の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。</p>

## 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとなります。 ただし、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月3日まで及び国民の祝日を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時までとなります。

## 6. 通常の事業の実施地域

八戸市の全域。  
ただし、通常の実施地域以外の希望者に対し実施する場合があります。

## 7. 主たる対象者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・障害児

## 8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

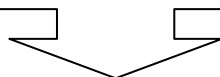
### 【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。

## 9. 利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
---------	---

## 10. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 高橋 邦歴（たかはしくにゆき）</li> <li>・ご利用時間 9：00 ～ 18：00</li> <li>・電話番号 0178-20-9215</li> <li>・F A X 0178-20-9216</li> <li>・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。</li> </ul>	
苦情解決委員会 第三者委員	<small>しもたい</small> 下平 愛子	電話番号：080-4887-7047
各市町村	市町村が発行する受給者証に表示されている、市町村の担当係に申し出ることが出来ます。	
青森県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：青森県青森市中央三丁目20番30号</li> <li>・電話番号：017-723-1391</li> <li>・F A X：017-723-1394</li> </ul>	

## 1 2. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 高橋 邦歴
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 1 3. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### 【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
  - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
  - アセスメントの記録
  - サービス担当者会議等の記録
  - モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

平成 年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

**【事業者】**

所在地 : 青森県八戸市城下一丁目12番2号  
名称 : あっとワーク  
代表者 : 理事長 高橋 邦歴 印

**【説明者】**

事業所 : あっとワーク  
職氏名 : 理事長 高橋 邦歴 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

**【利用者】**

住所 :  
氏名 : 印

利用者は、身体の状態等により署名ができなため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

**【代筆者】**

住所 :  
氏名 : 印  
続柄 :

第 25-244 号

# 修 了 証 書

氏 名 高橋 邦歴

生年月日 昭和 49 年 7 月 12 日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者初任者研修を修了したことを証します。

平成 25 年 12 月 5 日

青森県知事 三 村 申 吾





第27-96号

# 修了証書

氏名 横浜 大介

生年月日 昭和49年8月23日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者初任者研修を修了したことを証します。

平成27年11月19日

青森県知事 三村 申 吾

